

東京都が発行する グリーンボンド（外貨）の売出しについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、東京都が個人向け都債として発行する「東京グリーンボンド（外貨）」（2020年11月19日条件決定）の事務主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

東京グリーンボンド発行による調達資金は、気候変動への適応、スマートエネルギー都市づくり、生活環境の向上に関連した事業等に充当される予定です。

加えて、東京グリーンボンドは国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）の定める「グリーンボンド原則」^{※1}に適合する債券であるとして、第三者機関であるISS ESGからセカンド・パーティー・オピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative^{※2}とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客様のSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客様の社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。また、海外市場では、お客様のさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客様の金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 「グリーンボンド原則」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※2 「Climate Bonds Initiative」は、ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行う。